

公益財団法人岩手県予防医学協会奨学金貸与制度の概要

1. 対象者

臨床検査技師または診療放射線技師の資格を取得しようとする者。同資格取得後は当協会に就職し臨床検査技師業務または診療放射線技師業務に従事することを希望する者。
(女子学生を優先としますが、男子学生希望者についてはご相談ください)

2. 奨学金貸与額

月額80,000円

3. 奨学金貸与期間

臨床検査技師・診療放射線技師を養成する学校等卒業の日の属する月まで。

4. 貸与の申請

- ①奨学金貸与願書
- ②現に在学する学校長の推薦書
- ③健康診断書
- ④成績証明書

※①③については協会指定様式がありますので、お問い合わせください。

5. 選考と選考結果の通知

上記4により提出された書類と面接により選考を行い、選考結果は学校長を経由して文書により本人に通知する。

6. 奨学金返還の免除

臨床検査技師・診療放射線技師資格取得後に協会職員として臨床検査技師業務または診療放射線技師業務に従事した時は、貸与年数に応じて奨学金の返還を免除する。

奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県予防医学協会（以下「協会」という。）の診療放射線技師等の確保を図るため、同技師の資格を取得しようとする者で、協会の職員及び将来協会の職員になろうとする者に対し奨学金を貸与することを目的とする。

(奨学金の貸与)

第2条 会長は、次の各号の要件を具備する者であって将来協会の業務に従事しようとする者の願い出により、その者と奨学金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

- (1) 法令等に基づき設立された学校又は養成施設（以下「学校等」という。）に在学している者
- (2) 品行が正しく学術にすぐれ身体が強健である者

(奨学金の額)

第3条 貸与する奨学金は、月額80,000円とする。

(貸与の方法)

第4条 奨学金は、貸与の契約に定められた月から学校等卒業の日の属する月までの間毎月1月分ずつ貸与する。ただし、特別の事情があると認めるときは、数月分あわせて貸与することができる。

(貸与の願出)

第5条 貸与を受けようとする者は、奨学金貸与願書（別紙様式）に次の書類を添付して願出しなければならない。

- (1) 現に在学する学校等の長の発行する推薦書
- (2) 健康診断書
- (3) 成績証明書

(連帯保証人)

第6条 貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2名たてなければならない。
2 前項の連帯保証人のうち1名は、奨学金の貸与を受けようとする者の親族とする。

(選考)

第7条 奨学金の貸与をうける者の選考は、第5条の規定により提出された書類により行う。

(貸与決定の通知)

第8条 会長は、奨学金の貸与を決定したときは、学校等の長を経由して文書により本人にその旨を通知する。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎月末までに当月分を本人に交付する。

(届出)

第10条 奨学金の貸与をうけている者(以下「奨学生」という。)は、次の各号の一に該当するに至ったときはその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所の変更があったとき
- (2) 退学、休学若しくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- (3) 連帯保証人の死亡又は連帯保証人として適当でない事由の生じたとき
- (4) 学校等を卒業したとき

(貸与契約の解除)

第11条 会長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、第2条の規定による契約を解除するものとする。

- (1) 学校等を退学又は奨学生を辞退したとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良であるとき
- (3) 停学の処分を受けたとき
- (4) 心身の障害のため修学を継続する見込みのないとき
- (5) 虚偽の方法により奨学金の貸与を受けたと判明したとき
- (6) 死亡したとき
- (7) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

(貸与の中止)

第12条 会長は、奨学生が休学した時は休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わない。

(返還の猶予)

第13条 会長は、奨学生であったものが、災害、疾病その他真にやむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められたときは、その事由の継続期間内で会長が相当と認める期間、奨学金の返還の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第14条 会長は、奨学生であった者が協会職員として別表記載の年数を診療放射線業務等に従事したときは、同表記載のとおり貸与の順に従って毎年48万円ずつ奨学金の返還を免除する。

(返還の特別免除)

第15条 会長は、前条の規定により奨学金返還の免除をする場合のほか、災害、疾病、死亡、その他やむを得ない事由により貸与を受けた奨学金を返還することができないときは、貸与した奨学金の全部又は一部に相当する額を免除することができる。

(奨学金の返還)

第16条 奨学生であった者は、第13条の規定により返還の猶予をうけたとき、又は前条の規定により返還の全部を免除されたときを除き、その貸与をうけた奨学金の金額(前2条の規定により返還を一部免除された場合は、当該免除額を控除した額)を返還しなければならない。

2 前項の規定による奨学金の返還は、その返還すべき事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間に相当する期間内に一括払方法、または月賦若しくは、半年賦の均等払方法により返還しなければならない。

3 奨学金は無利息とする。

(延滞利息)

第17条 会長は、奨学生であった者が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までこれを返還しないときは、延滞利息を徴収する。

2 前項の延滞利息を徴収する期間は、返還すべき日の翌日から返還の日までとする。

3 延滞利息は、年14%とする。

附則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表

貸与を受けた期間 協会職員 として診療放射線 業務に従事した年数	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内
2年	48万円	48万円	48万円	48万円
3年	48万円	48万円	48万円	48万円
4年		48万円	48万円	48万円
5年		48万円	48万円	48万円
6年			48万円	48万円
7年			48万円	48万円
8年				48万円
9年				48万円